

## デフリンピック競技大会入賞者等表彰要項

平成 27 年 3 月 12 日  
文 部 科 学 大 臣 決 定  
令和 5 年 1 月 26 日一部改正

### 1 (趣旨)

この表彰は、デフリンピック競技大会において入賞した者等に対して文部科学大臣が表彰を行い、その栄誉を讃えることを目的とする。

### 2 (表彰の対象)

文部科学大臣は、次の各号の一に該当する者を表彰する。

- (1) デフリンピック競技大会において第1位に入賞した者
- (2) デフリンピック競技大会において入賞した者（前号の者を除く。）
- (3) 第1号又は第2号に掲げる者の指導に特に貢献のあったと認められる指導者
- (4) その他デフリンピック競技大会に関し特に貢献のあったと認められる者

### 3 (公益財団法人日本パラスポーツ協会の意見聴取)

2(3) 及び(4) に掲げる者の表彰については、公益財団法人日本パラスポーツ協会（昭和40年5月24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）の意見を聞くものとする。

### 4 (表彰の方法)

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

#### 附 則

この要項は、平成27年3月28日から施行し、第18回冬季デフリンピック競技大会以降の競技会から適用する。

#### 附 則

この要項は、令和5年3月30日から施行する。